

広島県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十七年一月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下三永吉川線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧	の別			
	東広島市八本松町吉川一二〇五番地先から 東広島市八本松町吉川一一八七番一地先まで		九・二〇〇 一六・五〇〇	四二・〇〇〇	
			一二・五〇〇 一六・五〇〇	四二・〇〇〇	拡幅